

令和7年度 第3回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和8年3月11日(水) 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 D会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①原城跡多目的広場(二ノ丸便益施設)整備工事(建築・外構)</p> <p>②日野江城跡雨水排水整備工事(三ノ丸-1工区)</p> <p>③市道仲間線配水管布設替工事</p> <p>④重要給水施設配水管布設替工事(西有家2工区)</p> <p>⑤南有馬クリーンセンター解体工事設計等業務委託</p> <p>⑥南有馬町老朽送水管更新詳細設計業務委託(干拓地区)</p> <p>⑦「鮎帰りの滝周辺整備事業(園地部分)」基本設計等業務委託</p> <p>⑧市道大坂池平線道路改良工事その2</p> <p>⑨市道大払茸山1号線(1)災害復旧工事</p> <p>3. 質疑案件</p> <p>①災害復旧工事の不落や入札中止などが散見されますが、その理由と対応を教えてください。</p> <p>②No. 18 準用河川龍石川災害復旧工事 No. 19 上竹ノ林地区 水路 災害復旧工事 No. 22 市平谷地区 畑 災害復旧工事 No. 39 市道里芦田口線災害復旧工事 No. 40 柳川地区水路災害復旧工事 No. 41 岩石谷地区 田 他 災害復旧工事 同一業者が複数落札しているが受注機会の確保の観点から問題ないか。</p> <p>③金額が大きい工事において、地元の業者を下請けに入れることを条件とすることなどはできるのか。</p> <p>④No. 80 市道南島原自転車道線整備工事(西有家5工区)とNo. 81 重要給水施設配水管布設替工事(西有家2工区)は何故類似工事としなかったのか。</p> <p>⑤委託No23 口之津中学校校舎及び屋外トイレ改修工事設計業務委託委託No28 飛町公園トイレ改築設計業務委託は再入札と思うが、2件とも指名替入札か。再入札方法が異なるのであれば基準は有るか。</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)	委員長	堀 大祐	委員	本田 博徳
	委員	岩本 公明	委員	加藤 久雄
(南島原市)	総務部	管財契約課 課長 検査班長 契約班長 契約班		大崎 玄勝 吉田 賢広 楠田 真典 宮崎 信一 本多 美和子
	教育委員会	文化財課 課長		中村 隆敏 松本 海
	環境水道部	上下水道課 課長 企画整備班長 維持管理班長		河合 金吾 林田 直幸 田口 千早
	環境水道部	衛生業務課 課長 衛生総務班長		永田 恭教 松永 勝也
	地域振興部	商工観光課 観光振興班長		門畑 圭一 平 将大
	建設部	建設課 課長 建設改良班長 維持防災班長		川口 泰司 田中 宏和 伊藤 哲朗
	農林水産部	農村整備課 農地防災班		松本 祥吾 川口 瑠夏

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①原城跡多目的広場(二ノ丸便益施設)整備 工事(建築・外構)</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・失格者4者のうち3者が最低基本価格より2,116 千円～5,480千円低くなっている要因は何か。</p> <p>【委員】 ・積算資料というのはほとんど公表されている ということですか。</p> <p>【委員】 直接工事費というのは特に問題ないというの は官積とあまり変わらなかったということですか。</p>	<p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【文化財課】 入札に参加し失格となった4者のうち3者 が基本価格を下回る結果となっております。適 切な積算を行い、諸経費区分や歩掛等を参考資 料として提示しており、積算が困難であったと は考えにくいと思われます。 各業者の内訳を精査したところ、直接工事費 については特に問題はないと思われますが、諸 経費については刊行本でも示されているため 適切な積算が出来ると考えております。 金額が下回っている要因については、業者に より積算された単価と官積とに差が出たため ではないかと推測されます。</p> <p>【文化財課】 はい。単価等を抜いた状態のものです。</p> <p>【文化財課】 はい。業者の直接工事費の詳細な積算の仕方 はわかりません。</p>

<p>【委員】 落札業者ではない業者の見積った額はどうか ったんですか。</p> <p>【委員】 私が聞きたかったのはそこです。官積との乖離がちょっと大きいのではないかという意味で質問しました。その乖離が大きい原因は何だったのか、見積りやどういう条件でそういう差が生じやすかったのかというのが知りたかった。</p> <p>【委員】 私が考えるのは、見積りを徴取して作成した単価や、あるいは県独自の単価等、そういう公表されてない単価があって、それが原因で乖離が発生したのか。見積りで決定した単価を公表してないとすれば、それがいろいろあるのではないか。</p> <p>【委員】 見比べたときに、直接工事費まで乖離があるという事はどういうところで乖離があったんでしょうか。</p> <p>【委員】 業者が積算するときに、内訳等はないのか。</p>	<p>【事務局】 業者が提出した内訳書の直接工事費と市積算の直接工事費の差はあまりありません。</p> <p>【文化財課】 下回ってる業者にはやはり乖離があります。</p> <p>【文化財課】 市から業者に入札の資料として提出しているものには諸経費区分等も全部提示しています。入札に必要な情報は提示しているので、その提示の仕方には問題なかったと考えております。その乖離の要因というのが、市のほうでも把握が難しいところがあります。</p> <p>【文化財課】 見積りで決定した単価につきましては公表しています。</p> <p>【文化財課】 入札の際、工事費内訳書を提出されますが、その段階ではもう、入札の応札額に応じた額で工事費内訳書を割り振られている。例えば、排水工が、幾らから幾らっていう。ここにも乖離はあるんですが、この乖離の内容っていうのが、市では見えてこないです。</p>
--	--

<p>【委員】</p> <p>制限付一般競争入札で、どうしてその取れない額を入れるのかというのが分からない。取れる額で応札するなら分かるが、ある程度公表されていて、額が分かっているというならば、どうしてこの失格するような額で皆さんが応札されるのかわからない。特に、有効が2者とされたが、一者は超過。他は失格。要するに、南島原市が有効とする金額から外れた額を入れてきている。どうして下回るのか。</p> <p>【委員】</p> <p>だから逆に言うとその開きがなんなのかわかりたい。そしてその開きを少なくなるようにしてもらうことほど競争率が上がると思っています。その開きを改善していただきたい。すぐできるものではなく、なかなか難しいと思いますが。</p>	<p>【文化財課】</p> <p>業者が、システムで積算したものをそのまま提出されるわけではなく、システムに入力されて一旦市の積算と合わせて、金額を計算されると思うのですが、そこから掛け率を、何%かかけて、応札する際は工事費内訳書にもそのパーセントを掛けて提出されます。</p> <p>【事務局】</p> <p>通常設計額があって、92%が最低なので、どこで調整してくるかというのがあると思います。よくあるのが一般管理費、現場管理費で調整する場合がありますし、業者によっては直接工事費でも調整している可能性があるので、一概にどこに乖離があったのかという特定は難しいです。工事担当としては、もしかしたら直接工事費でもその率をかける場合があるのではないかと考えています。どこで調整されるのかはわかりにくいところがあります。</p> <p>【事務局】</p> <p>今回は参考資料として、見積り単価等は公表し明示しております。ただ、これまでの入札監視委員会でもありましたが、土木の工事であれば業者のほうも、設計額に近い数字で応札されていますが、営繕工事の部分で特にこういう開きがあることが過去にもありました。</p>
--	--

<p>【委員】 公表も県の建築との関係もあって、いろいろあるのかもしれないが。土木の場合はほとんど公表しているので、こういうのが出ると何で参加した業者が失格するのかわかったので質問しました。</p> <p>②日野江城跡雨水排水整備工事(三ノ丸-1工区)</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・不落であり、14 者中 13 者が失格になった理由とその後の対応をご説明ください。</p> <p>※質問なし</p>	<p>【事務局】 できるだけ業者が応札しやすく、積算できるように、公表すべきものは公表をしています。</p> <p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【文化財課】 ・本工事は史跡内市道に落蓋式側溝を据え、流末を整備する工事となっており、工種が少なく施工しやすい工事であることから業者の落札意欲が高かったものと考えられます。ランダム係数が 1.00942170 と他入札よりも比較的高い数字となったこともあり、業者の入札価格が最低制限価格を下回り失格となったものと推測しております。 なお、ランダム係数が一番低い数値が出た場合は、今回失格となった 13 者全者が範囲内の金額となります。 その後の対応については、積算の再度チェックを行い違算等も確認できなかったため設計変更を行わず再度入札を行ったところ、落札され 11 月に契約を済ませております。</p>
--	---

③市道仲間線配水管布設替工事

【抽出理由】

・落札者以外の見積額が最低基本価格 10,138 千円に対し 9,918 千円～9,805 千円に集中した原因は何が考えられるか。

【委員】

落札したいと思って応札されているのに最低基本価格よりも下回るというのはおかしいですね。

【委員】

この件だけじゃなくて、一般論でいいです。

【委員】

だからこれも先ほどお尋ねしました。今年度から基本価格に 1.01 をかけるから、基本的に業者さんが知っていれば、こういうことは起こらないはず。こういう事が起こるといことはもうとらないということですよ。ちょっとした積算の誤差はあるがそれ以上の誤差がなぜ起こるのかという。どうすれば防げるのかということを考えます。

【担当課】事業概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

【上下水道課】

本工事は水道工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法について統一的なものであります。市の積算について再度検証しましたが、主な原因となるものは導き出せませんでした。各業者の内訳を精査したところ、落札者以外の 6 者の一般管理費が低く見積もっていることで、落札者以外の見積額が 9,918 千円～9,805 千円に集中した原因になったと考えられます。

【事務局】

この件については内容の精査をしましたが市の積算は間違っていないでした。しかし一般管理費が低いということは何かそこに要因があるかもしれません。

【事務局】

通常であれば落札できる範囲での応札をされると思います。制限付一般競争入札ですので、業者は取りたいという意思があるがその中で低くなるというのは何か積算しにくい部分があったのかもしれません。

基本価格より下がることはありませんと皆さんに周知してほしい。

【委員】

この件だけではなく何が問題なんだろうかと考えたので。どういうふうにすると業者が下回らない額を入れるのかと。

【委員】

基本額は大体積算できるんでしょう。

④重要給水施設排水管布設替工事(西有家2工区)

【抽出理由】

【委員】

不落であり、13者中12者が失格になった理由とその後の対応をご説明ください。

【事務局】

工事の入札の場合、ランダムを2回かけます。事前のランダムと会場での1%。事前のランダムというのは0.1%なんですがこの0.1%上がることを加味しないで応札される場合があるのではないかと思います。そういう事を防ぐために、来年度については、事前ランダムを廃止し、出来るだけ分かりやすい応札となるような条件とする予定です。

【事務局】

はい。基本となる設計額については、業者は土木工事についてはシステムを利用されているので積算しやすくなっている。その中に、諸経費の取扱いや算定が分かりにくい面がある時は業者から質問があります。また、市が予定価格や最低制限価格を公表した時に、業者から疑義が出る場合があります。今後、できるだけ積算しやすいような公表の在り方を心がけていきたいと考えております。

【担当課】事業概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

【上下水道課】

当工事積算書と参加業者の工事費内訳書を比較・検討した結果、直接工事費についてはほ

<p>※質問なし</p> <p>⑤南有馬クリーンセンター解体工事設計等業務委託</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者及び他 1 者は最低制限価格ギリギリで競っているのに対し、他 6 者はそれより 1000 万円近い高額入札となっている。理由は何か。 ・落札率 80.08%でしたがこのような低い値はなぜ出てしまうのでしょうか。 	<p>ば近似値の金額となっており、各業者とも適正な見積がなされているため、積算に問題があったとは考えにくいと思われます。1 者を除き、すべて失格となっている理由につきましては、最低制限価格に係るランダム係数が 1.00889770 と高いうえに落札意思が強かった結果、失格になったと考えられます。</p> <p>なおランダム係数が一番低い数値が出た場合は、今回失格となった 11 者のうち 10 者が範囲内の金額となります。その後の対応については、再度積算の確認を行い、違算等も確認できなかったため設計変更を行わず単価期の更新のみを行い入札を行いました。その結果 14 者中 10 者が予定価格及び最低制限価格内に入り、落札に至りました。</p> <p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【衛生業務課】</p> <p>当案件は、ごみ焼却施設の解体工事の設計等業務委託となるため、遵守すべき関係法令が多数ある事や配置する技術者についても各種資格が必要なことなどから制約が厳しい印象があり落札者及び他 1 者以外の 6 者については、落札意欲が低く高額入札となったのではないかと推測します。</p> <p>また、落札者及び他 1 者については落札意欲</p>
---	---

<p>【委員】 解体ということで制約が厳しいんですか。</p> <p>【委員】 でも、指名としては、そこができるだろうということで指名してるんですね。</p> <p>【委員】 クリーンセンターの特殊性ですね。</p> <p>【委員】 クリーンセンターとかそういう要素もあったかと思いますが、10万円単位まで落札業者ではない業者も端数まで入れて入札されているので、単純に落札意欲が低かったと思えない。</p> <p>【委員】 設計の監理技術者の資格が必要という事ですよね。どういう資格が必要となるのか。</p> <p>【委員】 では、2者以外にはもう実質的には競争に参加していないのでしょうか。</p>	<p>の高さから、最低制限価格に近い金額で入札し、落札率が低くなったのではないかと推測します。</p> <p>【衛生業務課】 実際は設計会社によって技術者の人数が限られていますので業者が絞られてきます。</p> <p>【事務局】 指名は契約班で行っています。今回の場合はクリーンセンター解体設計という特殊性があり、業者の実績がわかりにくい部分がありますが、技術者等を考慮しながら指名をしています。しかし実際、指名しても業者によっては応札できない状況等があったのではないかと推測されます。</p> <p>【事務局】 資格は持っていても、落札できる状況になく手持ち業務や技術者等を考慮して外してこられたのではないかというのは推測されます。市としては出来るだろうと判断し、指名しますが、実際手持ち業務やその業務内容によってはできないと考えて業者としては引いてきたのではないかと思います。</p>
--	--

<p>【委員】 辞退するよりも入札だけはしておこうということ でしょうか。</p> <p>【委員】 大手の業者は技術者がいないわけがないと思 うが、技術者が九州にいるかいないかという話で はないでしょうか。</p> <p>⑥南有馬町老朽送水管更新詳細設計業務委託 (干拓地区)</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・落札率 80%前半であるので、理由と対応を知り たい。</p> <p>※質問なし</p>	<p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【上下水道課】 入札した7者のうち2者は予定価格を超過 していますが、残り5者のうち、落札業者を含 めた4者は最低制限価格に近い金額で応札さ れています。これは落札意欲が高かったためと 思われます。 また、積算書の誤りや質問事項、疑義申し立 て等がないことから適正な入札であると思わ れるため、その後の対応は特に行っておりませ ん。</p>
---	--

<p>⑦「鮎帰りの滝周辺整備事業(園地部分)」基本設計等業務委託</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率 80%前半であるので、理由と対応を知りたい。 <p>※質問なし</p>	<p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【商工観光課】</p> <p>入札した 10 社のうち 3 社が落札率 80%台となっております。本業務委託は「鮎帰りの滝周辺整備事業」にかかる園地部分の基本設計及び周辺地域の現地測量が主な業務内容となっておりますが、それぞれ適切な積算を行い、諸経費区分や歩掛等を参考資料として提示しております。超過及び失格となった入札者について、積算誤りか落札意欲が低かったのかは推測できませんが、予定価格程度の積算をしている入札者もいるため、落札率 80%台の 3 者については落札意欲が高かったと思われます。</p> <p>来年度、本事業の詳細設計を発注する予定としているため、適切な積算諸経費区分や歩掛等を参考資料として提示し、適正な業務遂行に努めたいと考えております。</p>
<p>⑧市道大坂池平線道路改良工事その 2</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札額では落札順位が 1 位となるべき者が何故事後審査申請書を提出せず無効となったのか。 	<p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【管財契約課】</p> <p>本工事は、予定価格から最低制限価格の範囲</p>

<p>【委員】 これは類似じゃないんですね</p> <p>【委員】 どちらもとれるんですね。</p> <p>【委員】 技術者がいれば2件出来たという事ですね。</p> <p>【委員】 2,000万円ぐらいの工事ですからやろうと思えばできたのではないかと思います。</p> <p>【委員】 専任とは言わなくても現場代理人になればダメ</p>	<p>内に 11 者の応札があり、最低制限価格に一番近い者が落札候補者となりました。しかし、競争参加資格申請(事後審査申請)期間において、落札候補者辞退の届出があったため、事後審査申請書を提出しなかった理由の聞き取りを行いました。技術者を配置出来ない為との事でした。</p> <p>これは同日に行われた入札順位の早い案件で落札候補者となられたため、技術者について検討された結果本案件の辞退に至ったのではないかと思います。</p> <p>そのため、第 1 落札候補者が無効となり、次順位の者が落札という結果になりました。</p> <p>【事務局】 自転車道線の工事を同一日に実施しておりますが自転車道線の工事は類似工事の設定としていないためどちらも落札候補者になれるという事になります。</p> <p>【事務局】 落札候補者になれる。</p> <p>【事務局】 これはBランクの業者ですので主任技術者や手持ち工事なども考えて、どちらかを選ばれたのではないかと思います。</p> <p>【事務局】 専任技術者とはまではないんですが、もしかしたら、他にも手持ち工事を持っていたのかもしれないのでその辺の技術者の配置を検討した結果辞退されたと推測しています。</p>
---	---

<p>ですからね。現場代理人と主任技術者。資格者をもう1人必ず配置しないとイケない。</p> <p>⑨市道大払茸山1号線(1)災害復旧工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・全者超過となっているが、設計額に問題はなかったのか</p> <p>【委員】 工事場所が倉庫と隣接しており、他の工事に比べて施工が難しいという事情は、入札前からわかっているのでは。これはそうすると、この設計額だと不落になる可能性があるかなというのは、事前に分かっていたのか。</p>	<p>【事務局】 兼務については金額や条件をクリアできれば兼務可能な場合もあります。</p> <p>【担当課】事業概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【建設課】 建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、積算に問題があったとは考えられません。 また、道路工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。 しかしながら、当該工事箇所が倉庫と近接しており、他の工事に比べ施工が難しいこと、また、工事現場までの工事用道路の設置が必要であり手間がかかること等により、指名業者において、落札意欲が低かったものと推測しております。その後積算条件を見直し、担当課で見積入札を行い6月に契約を済ませております。</p> <p>【建設課】 不落になるということは予想しておりません。</p>
---	--

<p>【委員】 ちよつとこのこの金額では施工は難しいというの はなかったですか。</p> <p>【委員】 取付道路が必要、工事用道路が必要とか書いて ありますが。</p> <p>【委員】 例えばそういう工事用道路をどう積算したのか が1番気になる。発注者がこういうふうにしなさい と指示して作るのか。一式計上かあるいは率計 上等どういう方式にしていたのか。</p> <p>【委員】 それは指定仮設ではないんですね。</p> <p>【委員】 業者はそれより楽な方法を地権者さんと協議し て作ってもいいという事ですね。任意仮設の場合 は、どういう積算をしてるんですか。</p> <p>【委員】 そのときは民地を借りないで敷くことができるん ですか。</p>	<p>【建設課】 現場としては、倉庫自体が近接しているという こともあり、他の入札案件と比べた時に、少し施 工的に手間がかかる工事だろうということで、結 果として不落になったのではないかと推測されま す。</p> <p>【建設課】 道路の下に法面がありますが、民地の倉庫の 上のほうからだと崩れているので、施工ができな い。そのため下の方に、その宅地の方に行くま での仮設道路を作ってそこから進入する形をと ります。</p> <p>【建設課】 災害復旧工事において、仮設道路が必要な部 分については、積算書の参考資料の中に、工事 用道路も参考として添付しております。</p> <p>【建設課】 任意仮設です。</p> <p>【建設課】 現在、工事用道路であれば、敷き鉄板を敷い てそこを歩いていくという形をとっています。</p> <p>【建設課】 民地を通らせていただく場合もあります。</p>
--	--

<p>【委員】 その時は民地を借り上げるのは誰ですか。</p> <p>【委員】 あとは業者が工事用道路の仕事がしやすいかどうか。</p> <p>3. 審議案件</p> <p>【質疑内容①】 ・災害復旧工事の不落や入札中止などが散見されますが、その理由と対応を教えてください。</p>	<p>【建設課】 貸してもらう部分については、業者の方で話をさせていただきますが、当然その前に、市側で工事用道路の同意をもらっています。 事前に同意をもらった上で、仮設道路の積算をしているので、そこについては、業者さんの負担ということはありません。</p> <p>【建設課】 進入経路は現地の被災箇所を含めたところで、最短で入っていける分と、そこまで大きく仮設道路を作らなくていいような所を勘案しながら現状確認をして、ルートや延長を条件として積算します。ただ、それはあくまでも市が見ている部分であり、業者からすると違うやり方等色々な考え方があるので任意仮設としています。</p> <p>【建設課】 災害復旧工事において、令和7年度発注分のうち不落不調が4件あっております。河川工事及び道路工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。 しかしながら、工事現場までの工事用道路の設置及び河川の流水を迂回するための水替工事などの仮設工事が必要であり手間がかかること、また、業者の手持ち工事が多く、人員不足等の理由により、落札意欲が低かったものと推測しております。 不落不調案件については、現地及び設計内容を再度確認し、入札を行っておりますが、再度</p>
---	--

<p>【委員】 見積入札は何者の指名になるんですか。</p> <p>【質疑内容②】 ・案件 No. 18 から No. 22 及び案件 No. 39 から No. 41 までは同一業者が複数落札しているが受注機会の確保の観点から問題ないか。</p>	<p>入札を行った場合、工事起工から落札業者決定までにさらに2か月程度要することとなり、早急に原状回復する必要があることから、不調不落案件については管財契約課と協議し、建設課で見積入札を実施しております。</p> <p>【農村整備課】 災害については、早期復旧を目指し、現場条件が整った箇所などから、設計積算及び工事発注を行っております。不落の理由として、設計積算する上で、現場条件を考慮した設計に努めておりますが、現場条件が悪い現場については、補助事業での基準等により、設計積算に反映できず、予定価格内での応札をいただけない場合があります。</p> <p>逆に現場条件がよく競争意識の高さにより失格となる場合が考えられます。また、発注時期によっては、手持ち工事により辞退される業者も見られます。</p> <p>対応としましては、現場の状況や農作物の作付時期を考慮し、早急に原状回復する必要があることから、不調不落案件については管財契約課と協議し、農村整備課で見積入札を実施しております。</p> <p>【事務局】 担当課で行う場合、指名競争入札と同じ規模の入札者数です。あとは最低制限価格を引かないという違いはあります。</p> <p>【管財契約課】 同一日において同種の工事を発注する場合は、受注機会拡大の為類似工事の対象とする場合があります。しかし、今回の案件は災</p>
--	--

<p>※質問なし</p> <p>【質疑内容③】 ・金額が大きい工事において、地元の業者を下請けに入れることを条件とすることなどはできるのか。</p> <p>【委員】 その時に下請業者と元請との契約書というものは出させているのか。</p> <p>【委員】 努力義務ということだが、実際のところはどうなんですか。</p>	<p>害復旧工事のため、早急に工事を実施する必要があります。そのため通常発注規模に合わせた格付けの業者に発注するところを、災害復旧工事に限り格付けのランクを問わず全ランクの業者を対象として業者選定を行い工事が早期に完成出来るように努めています。</p> <p>【管財契約課】 地元業者の下請けについては、設計図書に「下請負人の市内優先活用」として「元請業者が工事を下請けに出す場合、下請負業者の選定は市内業者（本社）を選定することを努力義務とする」という内容を記載しております。 また、下請以外の資材の発注についても、できるだけ市内優先調達ということを努力義務ということとさせていただいた。</p> <p>【事務局】 もちろん出してあります。</p> <p>【事務局】 実際は市内業者がいない特殊工事等においては市外になる場合がありますが、基本的には市内業者で対応可能なところは市内が多いと思われます。</p>
---	--

【質疑内容④】

・No. 80 市道南島原自転車道線整備工事 西有家5工区)と No. 81 重要給水施設配水管布設替工事(西有家2工区)は何故類似工事としなかったのか。

【委員】

混在した場合、例えば自転車道と今回みたいな自転車道以外の案件が、一緒に出てきた場合それも類似工事にしないという事ですか。

【質疑内容⑤】

・委託No23 口之津中学校校舎及び屋外トイレ改修工事設計業務委託、委託No28 飛町公園トイレ改築設計業務委託 は再入札と思うが、2件とも指名替入札か。再入札方法が異なるのであれば基準は有るか。

【管財契約課】

市道南島原自転車道線に係る工事については、自転車道を早期に完成させる必要があるため、令和4年から類似工事の設定をしておりません。しかし、自転車道の工事件数も落ち着いてきたことから来年度に発注する工事からは類似工事の対象とすることも検討しております。

【事務局】

例えば同日に自転車道と道路改良や舗装があった場合は、他の案件は類似の対象にし、自転車道だけ外すという意味です。

【管財契約課】

No23 口之津中学校校舎及び屋外トイレ改修工事設計業務委託と
No28 飛町公園トイレ改築設計業務委託については、前回不落による再入札で業者選定については指名替えを行っております。
再入札の場合、設計変更を行った場合は1回目と同じ業者を指名する事もありますが、設計変更を行わない場合は1回目とは違う業者を選定するようにしております。